

【講師割引申込用紙】

※ この申し込み用紙は切り離さず、そのままお送り下さい。FAX: 03-5740-8766

※ 弊社HP (<http://www.johokiko.co.jp>)よりお申し込み頂く場合は

備考欄に 講師割引番号「N-1120」を記載して下さい。

/// 情報機構

<講師割引適用について>

- ・割引額はそれぞれの下記料金より、1名ご参加の場合 ¥10,500円引き、2名以上参加の場合 通常の同時申込割引から更に1名につき¥2100円引きとなります。
- ・割引の適用条件としましては、本申込用紙にてfax申し込みされた方、弊社HPにて講師割引番号を記載の上、お申し込みを頂いた方に限らせていただきます。
また場合によっては講師にご確認を取らせていただくことがありますので、その点ご了承下さい。
- ・その他割引との併用はできません。

AA111111

★化粧品の薬事法上の表示・広告規制の基礎を確認したい方、表示・広告・販売の関連法規を確認したい方へお勧めのセミナー。
行政照会事例、最新の薬事動向も解説！

【違反事例に載らないための】 化粧品と薬事法における表示・広告規制

●講 師 吉田法務事務所 代表 吉田 武史 先生

協賛:日本薬事法務学会(JAPAL):<http://www.japal.org/>

※一般財団法人日本薬事法務学会 理事長 行政書士・薬剤師

東京理科大学薬学部在学中に行政書士国家試験に合格、吉田法務事務所を開業。薬学部卒業時に薬剤師国家試験に合格。

その後、東京理科大学大学院薬学研究科修士課程に進学、卒業。現在は慶應大学大学院薬学研究科博士課程に在籍。薬事専門の法律家として、国内外を中心に活動中。

2009年より、厚生労働省認定の財団法人総合健康推進財團における高度管理医療機器販売業販売管理責任者の常任講師を務め、全国で薬事における現場教育を促進している。

また、韓国にソウルオフィスを設立。韓国におけるKFDAの薬事申請コンサルティングもサポート。韓国の実務経験を踏まえ2009年10月に薬事日報社「日韓対訳 医薬品、

医薬部外品、化粧品及び医療機器 QQP-GVP 2009」を、2011年4月には薬事日報社「韓国医療機器申請における許認可ガイドライン 2011」を監訳。

日韓の薬事業務支援も積極的に行う。2010年8月には薬事法務に特化した学会である一般財団法人日本薬事法務学会を設立。薬事法及び関連法規に関する法律解釈の研究を進める。

●日時 2011年11月18日 (金) 10:30-16:30

●会場 [東京・大井町]きゅりあん

●受講料 1名45,150円(税込、資料・昼食付)

*1社2名以上同時申込の場合、1名につき34,650円

■本セミナーのポイント： 平成17年に大きな改正を経た薬事法は、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器を規制対象とする法律です。

その中でも、今回は化粧品の広告・表示規制に焦点を当ててお話しします。

化粧品の広告表示違反事例は後を絶ちません。行政指導、商品回収などのニュースも報道されています。化粧品の製造・製造販売のほか、広告行為も含めた販売には、薬事法における表示・広告規制事項に関する知識も不可欠であるといえます。

本セミナーでは、商品パッケージや広告類の作成担当者様はじめ、化粧品の製造・製造販売のほか、広告行為を含めた販売に携わる方が

把握しておくべき薬事法上のポイントとともに、商品の販売戦略において大きな比重を占めるといえる「表示」「広告」に関する規制について解説します。

最近化粧品の効能の範囲に追加がありましたので、そちらについてもご説明します。

また、効率的な行政対応に役立つポイントや、化粧品の表示・広告から販売に觸れるある法規の概略についてもご説明します。

化粧品の薬事法上の表示・広告規制の基礎を確認したい方、化粧品の表示・広告・販売に関する法規を確認したい方にはぜひお勧めです。

行政への照会事例、最新の薬事動向について知ることもできます。

※講義終了後には理解度確認試験を実施します。(合格者には吉田法務事務所・日本薬事法務学会監修の修了証を発行します)

■本セミナーで修得できること

・薬事法の基本的な規制内容と考え方 ・化粧品の表示・広告についての薬事法における規制 ・化粧品の表示・広告・販売に関する法規の基礎的な知識

1. 薬事法の基礎概要

- (1)「薬事法」の本質
- (2)薬事法の目的規制と規制対象品目の定義
- (3)薬事法の読み方
- (4)薬事法改正の留意点
- (5)【参考】法解釈の基礎
- (6)【参考】法令の読み方

2. 薬事法における表示・広告規制の概要と行政対応の基礎

- (1)薬事法における広告の該当性
- (2)広告の範囲
- (3)医薬品等適正広告基準
- (4)行政対応の基礎

3. 化粧品と表示・広告規制

- (1)化粧品の定義
- (2)法定表示と任意表示
- (3)化粧品の法定表示事項
- (4)化粧品の効能効果の範囲とその改正について
- (5)商品の目的が異なる場合の訴求
- (6)医薬品等適正広告基準と化粧品表示・広告
- (7)公正競争規約と化粧品表示・広告

4. 関連法規・重要通知

- (1)景品表示法
- (2)医師法
- (3)医療法
- (4)化粧法
- (5)消防法
- (6)容器包装リサイクル法
- (7)特定商取引法
- (8)特定電子メール法
- (9)個人情報保護法
- (10)PL法
- (11)割賦販売法
- (12)消費者基本法
- (13)消費者契約法
- (14)消費者安全法
- (15)民法(契約関係)
- (16)【参考】JAS法
- (17)【参考】消費生活用品安全法

5. 事例検討～最近の違反事例・行政照会事例から～

- (1)最近のニュースから見る違反事例
- (2)行政照会事例から
- (3)よくある訴求と注意点

6. 表示・広告作成のポイント

7. 確認試験

本日の講義内容の再確認、及びNG表現をリライトする問題演習と解説を予定しております

8. 質疑応答・お名刺交換

講師割引申込

本講座料金より ¥10,500 引き
2名以上参加 更に ¥2,100 引き

セミナー名 化粧品と薬事法における表示・広告規制 開催日 11月18日

会社名 住所

所属・役職 TEL FAX

受講者 e-mail 上司氏名 e-mail

今後ご希望の案内方法にレ印を記入下さい(複数回答可) e-mail FAX 郵送 不要

＜申込要領＞

1. 申込を確認次第、弊社より受講券、請求書、会場地図等をお送り致します。

2. 受講料のお支払いは原則として開催日までにお願い致します。後日になる場合は予定日をご明記ください。また、当日会場でのお支払いも可能ですが。

3. 申込後、ご都合により講習会に出席できなくなりました場合は、代理の方の出席をお願い致します。止むを得ず欠席される場合、弊社事務局迄ご連絡下さい(受付時間9:00-17:00)。

以下の規定に基づき料金を申し受けます。

●開催日から並算(土日・祝祭日を除く)して、

・講座3日前～4日前での欠席のご連絡:受講料の70%

・講座当日～2日前での欠席のご連絡:受講料の100%

4. 原則として銀行振込の場合、領収証の発行はいたしません振込手数料はご負担下さい。

5. 最小催行人数に満たない場合等、事前により中止になる場合がございますがご了承下さい。

ご連絡頂いた、個人情報は弊社商品の受付・運用・商品発送・アフターサービスのため利用致します。今後のご案内希望の方には、その目的でも使用致します。
今後のサービス向上のため個人情報の取扱いに関する契約を締結した外部委託先へ、個人情報を委託する場合があります。個人情報に関するお問合せ先 policy@johokiko.co.jp